

屋外広告物許可申請書(新規・継続)						令和6年 1月 1日	
岸和田市長 様						申請者 住所 大阪府岸和田市岸城町7番1号	
						氏名 株式会社きしわだ 代表取締役 岸和田太郎	
						(法人等の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
						電話 0120-345-6789	
大阪府屋外広告物条例 第3条第1項 第8条の2第1項 第12条 第15条第2項						の規定により、次のとおり屋外広告物表示(設置)の許可を申請します。	
①種類	☒ 自家用 ☐ その他	広告塔 (☒ 屋上 ☐ 地上) 広告板 (☐ 屋上 ☒ 壁面 ☒ 突出 ☐ 地上) その他 (のぼり)					
②数量 (総数)	5	③総面積	※小数点第2位まで記入 28.51 m ²	④許可手数料	※記入不要 (市で記入) 円		
⑤広告表示内容	スーパーきしわだ 他				照明の有無 (☒ 有 ☐ 無) 音響の有無 (☐ 有 ☒ 無)		
⑥表示(設置)場所	岸和田市 土生 町 4丁目 4417番 号			⑦用途地域	商業地域		
⑧主要道路等の名称	主要道路等の有無 (☒ 有 ☐ 無) ※有の場合は、下記より選択 路線型表示制限区域 (☒ 国道26号 ☐ 国道170号 ☐ 府道牛滝山貝塚線 ☐ 阪和自動車道 ☐ 阪神高速湾岸線) →設置場所から路線までの距離 (☐ 50m未満 ☐ 50m以上100m未満 ☐ 100m以上200m未満 ☒ 200m以上500m未満) 面型表示制限区域 (☐ 大阪湾岸区域 ☐ 金剛・和泉葛城山系区域)						
⑨表示 (設置) 期間	年 月 日から 年 月 日まで			⑩工事の完了 予定年月日	令和6年 2月 1日		
⑪広告物等の所有者	住所 申請者と同じ 氏名 電話						
⑫広告物等の占有者	住所 申請者と同じ 氏名 電話						
⑬広告物等の管理者	住所 東京都千代田区霞が関2-1-3 氏名 株式会社きしわだ広告 代表取締役 岸和田恭平 電話 03-1234-5678						
⑭管理者が大阪府の区域 に住所を有しない場合、 その委任を受けて直接に 管理の事務を行う者	住所 大阪府岸和田市土生町4丁目3番1号 氏名 スーパーきしわだ 東岸和田店店長 岸城花子 電話 072-123-4567						
⑮工事施行者 (屋外広告業者)	住所 大阪府大阪市中央区大手前2-1-22 氏名 岸和田建設株式会社 代表取締役 大阪一郎 電話 06-1234-5678 屋外広告業の登録番号： 第 (I) 12345 号 登録 (更新) 年月日： 2023年 1月 1日						
⑯表示若しくは設置 する場所又は物件の 所有 (管理) 者	住所 大阪府岸和田市岸城町5番8号 氏名 千亀利 翔太 電話 0987-65-4321						
⑰前回許可年月日及 び許可番号	年 月 日 岸和田市指令ま都第屋- 号			⑱前回許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
⑲連絡先	☐ 申請者 ☒ 管理者 ☐ 工事施工者 ☐ その他 () 上記連絡先のメールアドレス： tokei @kishiwada.jp ※今後、継続申請等の手続きについて岸和田市から案内をさせていただく為のものです。						
⑳備考							

No.	広告物等の種類	表示面の面積						数量	合計面積 (㎡)	表示内容
		面積			高さ (m)	面数	合計面積 (㎡)			形状・材料・構造の概要
		縦 (m)	横 (m)	(㎡)						
1	☒ 自家用 ☐ その他									
	☒ 広告塔（屋上）	3.00	1.00	3.0000	8.00	4	14.00	1	14.00	スーパーきしわだ
	☐ 広告板（ ）	4.00		4.0000						多角柱・鉄骨造
	☐ その他（ ）									
2	☒ 自家用 ☐ その他									
	☐ 広告塔（ ）	2.65	3.15	8.3475	2.65	1	8.35	1	8.35	スーパーきしわだ
	☒ 広告板（壁面）									建物壁面・鉄骨造
	☐ その他（ ）									
3	☒ 自家用 ☐ その他									
	☐ 広告塔（ ）	4.00	1.00	4.0000	4.00	1	4.00	1	4.00	スーパーきしわだ
	☒ 広告板（突出）									建物壁面・鉄骨造
	☐ その他（ ）									
4	☒ 自家用 ☐ その他									
	☐ 広告塔（ ）	1.80	0.60	1.0800	1.80	1	1.08	2	2.16	スーパーきしわだ
	☐ 広告板（ ）									ターポリン
	☒ その他（のぼり）									
	☐ 自家用 ☐ その他									
	☐ 広告塔（ ）									
	☐ 広告板（ ）									
	☐ その他（ ）									
※合計面積（㎡）は、小数点第3位を四捨五入して記入してください。							合 計	5	28.51	

【添付資料】

☒ 現況カラー写真
☒ 付近見取図
☒ 配置図（継続申請の場合は省略可）
☒ 表示内容、形状、寸法、色彩等に関する図面（継続申請の場合は省略可）
☒ 平面図 ☒ 立面図 ☒ 意匠図 ☒ 構造図 ☒ 配線図
☒ 申請者が当該申請手続を代理人に委任する場合は、委任状（指定様式による場合は押印不要）
☒ 他人が所有する場所等を利用する場合は、その承諾書等（指定様式による場合は押印不要）

 （条例第8条の2第1項第1号に掲げる広告物又は掲出物件の場合）
☐ 地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類

 （条例第8条の2第1項第2号に掲げる広告物又は掲出物件の場合）
☐ 府又は市町村が広告物等の表示又は設置により得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて、当該広告物等の広告主が賛同する旨を記載した書面

☒ 突出広告板等で、道路等の上空を占用する場合は、道路占用許可書（写）
☐ その他、岸和田市長が必要と認める書類
☐ 高さが4mを超える広告物について継続申請をする場合は、「屋外広告物安全点検報告書」（様式第3号）及び点検者の資格を証する書面

【申請時の注意事項】

- 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 申請する広告物等が複数になる場合は、②及び③欄にその総数を記載し、その内訳を「広告物等の内訳」欄に記載してください。
- 審査終了後、お渡しする納付書により手数料をお支払ください。
- 高さ4メートルを超える広告物について継続申請をする場合は、「屋外広告物安全点検報告書」を添付してください。
- 高さ4メートルを超える広告物を新設する場合は、建築基準法による工作物の確認を受けてください。